# 資料１

別記様式(第６関係)

| 担当課 | 市長政策室総合政策課 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| 会 議 の 名 称 | 第３回鴻巣市総合振興計画審議会 |
| 開　催　日 | 令和８年８月２０日(木) |
| 開 催 時 間 | 午後１時５５分　開会　・　午後３時４５分　閉会 |
| 開 催 場 所 | 鴻巣市役所　１００１会議室 |
| 議長(委員長・会長)<br>氏　　名 | 会　長　田尻　要 |
| 出席者(委員)氏名<br>(出席者数) | 田尻要（会長)、三友晃（副会長)、大澤香織、野本昌宏、<br>小林美鈴、佐藤百合子、佐々木将人（代理出席)、福島一美、<br>栗原俊也、土橋純、安藤秀徳、卯野俊明、山中誠<br>（１３名） |
| 欠席者(委員)氏名<br>(欠席者数) | 武田恵子　１名 |
| 事務局職員職氏名 | 市 長 政 策 室 長　藤﨑秀也　総 合 政 策 課 長　吉野智和<br>総合政策課副課長　新井哲弘　総合政策課副主査　神成洪作<br>総 合 政 策 課 主 任　赤岩正大　総 合 政 策 課 主 任　松﨑葉月 |
| 傍聴の可否<br>(傍聴者数) | 傍聴可（傍聴者　０名） |

| | |
|---|---|
| 会議の内容 | (次第) １　開会<br>２　前回の会議録について<br>３　議題<br>（１）基本構想（案）②　について<br>①「第２章　将来人口」について<br>②「第３章　土地利用構想」について<br>③「第４章　政策展開の方向」について<br>４　その他<br>５　閉会 |
| | (決定事項など)<br>次第に沿って事務局が説明し、質疑応答が交わされた。<br><br>◆次第２　前回の会議録について<br>○資料１「第２回会議録（概要版)」により説明<br>事務局から第２回会議録の作成や公表状況について説明<br><br>◆次第３　議題（１）基本構想（案）②　について<br>○議題に先立ち、資料２「質問回答書（第２回後)」を説明<br><br>◆次第３　議題（１）①「第２章　将来人口」について<br>○資料３「基本構想（案)」及び資料４「審議会説明資料」により説明。主な内容は以下のとおり。 |

・将来人口推計に当たっては、国立社会保障・人口問題研究所の推計を参考としつつ、国勢調査人口では令和２年時点のデータまでしか反映できないことから、より最新の人口動態を把握できる住民基本台帳人口を基礎データとして用いた。その上で、本市における合計特殊出生率の平均値や令和２年から令和７年までの転出入の実績など、本市の実情を反映した独自推計を実施した。

・人口減少は続くものの、計画期間末の令和 18（2036）年の将来人口を約 112,200 人と設定するとともに、長期目標として令和 32（2050）年に 10 万人前後の人口維持を目指す。

・生産年齢人口の減少と老年人口割合の上昇が見込まれることから、人口減少の抑制に取り組むとともに、人口構造の変化を踏まえた「人口減少社会への適応」を進めていくことが必要である。

◆次第３　議題（１）②「第３章　土地利用構想」について

○資料３「基本構想（案)」及び資料４「審議会説明資料」により説明。主な内容は以下のとおり。

・土地利用構想を、持続可能なまちの形成に向けた「まちの設計図（グランドデザイン)」として位置付け、市街地拡大型の土地利用から転換し、拠点への機能集約や農地や自然環境の保全を重視する。

・上尾道路、道の駅、調節池などの整備効果を活用した「インフラ連動型」の土地利用を進め、都市機能の連携強化と都市全体の発展につなげていく。

・土地利用の方向性を９つのゾーンに整理し、「公共施設地ゾーン」を廃止する一方、「防災・環境基盤検討ゾーン」を新設するなど、人口減少や防災、環境の視点を反映した。

◆次第３　議題（１）③「第４章　政策展開の方向」について

○資料３「基本構想（案)」及び資料４「審議会説明資料」により説明。主な内容は以下のとおり。

・人口減少社会や多様化・複雑化する行政需要に対応するため、規模の適正化と質の向上を両立する「スマートシュリンク（縮充)」の考え方に基づき、政策体系を再編する。

・政策を「子育て・教育・文化」、「保健・福祉・医療」、「安全・安心・都市基盤」、「産業・にぎわい」、「市民協働・行政運営」の５分野に整理し、第６次総合振興計画（以下「６次総振」）における６政策・28 施策から５政策・21 施策へ再編する。

・「こどもまんなか」と「持続可能性」を全政策に共通する横断的な視点として位置付け、政策間の連携を強化するとともに、市民・事業者等との協働・共創による取組を推進する。

・各政策では、こども・若者の成長と多様な学び、健康づくりと地域での支え合い、安全で快適な都市基盤の維持・更新、産業振興とにぎわいの創出、市民・事業者等との協働・共創及びデジタル技術の活用などによる持続可能な行財政運営を進める。

・第２回及び第３回審議会を通じ、将来都市像「人にも生きものにもやさしい　選ばれるまち　こうのす」の実現に向け、人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりを基本的な考え方とし、将来人口を踏まえた土地利用構想と政策展開の方向性を一体的に整理した。

○議題審議の前に、今後の答申書作成を見据えた意見整理の参考とするため、県内他市の答申書の内容や構成について共有した。

【議題に対して委員からの質問、意見】

◆次第３　議題（１）①「第２章　将来人口」について

○（委員）資料３の３ページ、市の将来展望としては意欲的に高い人口目標を設定しているように見受けられる。推計における人口の社会増減数について、具体的な数値を資料に示すべきではないか。

→資料３の２ページには、参考となる数値として令和７年における年間の社会人口増減数を記載している。また、将来人口推計に用いる純移動率は、令和２年から令和７年までの転出入の実績を基に設定している。本市では、北新宿地区及び広田地区の土地区画整理事業等を背景に 11 年連続で転入超過が続いているが、将来推計に当たっては、こうした要因による転入増加の効果について、土地区画整理事業の完了時期を見据えながら、段階的に低減して見込んでいる。

○（委員）外国人の転入による人口の増加も見込まれているのか。

→外国人の転入については、企業による雇用の状況などの影響もあるが、将来人口推計は、令和２年から令和７年までの転出入の実績を基に設定しており、これには日本人及び外国人の双方が含まれている。このため、外国人を含めた人口移動の実績を反映した推計となっており、外国人人口についても近年の状況と同様に推移していくものと見込んでいる。

○（委員）区画整理事業だけでなく、鴻巣駅周辺ではマンション建設も進んでおり、市が居住地として選ばれる要因が生まれている。都心部の住宅価格高騰等を背景とした転入の動きも見られることから、選ばれるまちづくりを進めることで、人口の維持・増加につながる可能性があると考える。

◆次第３　議題（１）②「第３章　土地利用構想」について

○（委員）資料３の８ページ、「にぎわい拠点ゾーン」について、現在、鴻巣駅から国道 17 号までとなっているが、市外からの来訪者も多く、「にぎわい拠点ゾーン」として活用が見込まれる免許センター前まで範囲を広げてもよいのではないか。

→６次総振までは国道 17 号から免許センター周辺までの一帯を「公共施設地ゾーン」として位置付けていたが、第７次総合振興計画（以下「７次総振」）では、機能や役割に応じた公共施設の柔軟な配置を図る観点から当該ゾーンを廃止し、国道 17 号から先については主に「住宅・生活環境保全ゾーン」としている。一方で、ご指摘のエリアは、免許センターをはじめ、市外からの来訪者も多く、本市の魅力の発信やにぎわい創出ができる場所でもあることから、ご意見として受け止め、庁内で検討させていただく。

○（委員）国道 17 号から免許センター周辺までの「公共施設地ゾーン」を廃止することに際しては、官民連携や民間活力の活用を見据えたものか。

→当該エリアについては、過去に旧第二庁舎跡地の活用に当たり民間活力導入の可能性調査を実施した経緯があるが、VFM の観点から民間活力の活用は適さないとの結果が出ている。

○（委員）「交流・地域産業創出ゾーン」については道の駅を中心としているためこの区域となっていると思われるが、北鴻巣駅にも近いことから、その効果が周辺地域にも波及していくとよいと考える。

○（委員）近隣では桶川市の道の駅が国から「防災道の駅」の認定を受けているが、本市の道の駅についても認定を目指しているのか。

→「防災道の駅」の認定には、県の道路計画への位置付けをはじめ、様々な要件があることから、認定については国の動向も踏まえながら検討していくこととなるが、本市の道の駅についても、防災拠点として活用していく計画である。

○（委員）今回の土地利用構想は立地適正化計画を踏まえた内容となっているのか。また、「公共施設地ゾーン」の廃止に至った経緯を確認したい。

→立地適正化計画との整合を図りながら作成している。「公共施設地ゾーン」については、農事試験場跡地一帯の利活用を見据え、第３次総合振興計画から位置付けてきたが、人口減少社会を見据えたスマートシュリンクの考え方のもと、公共施設を固定的に位置付けるのではなく、機能や役割に応じた柔軟な配置を図るため、ゾーンの見直しを行うもの。

○（委員）新ごみ処理場の整備に関して、当該地は今後、農地とは大きく異なる土地利用となるにもかかわらず、土地利用構想では引き続き「農業・田園保全・活用ゾーン」に位置付けられている。施設規模も約 5.8ha と大きく、土地利用構想にその変化を反映する必要はないのか。施設周辺には調整池の整備に加え、憩い・学び・健康づくりの場の創出も予定されていることから、「公園・緑地ゾーン」など別のゾーン設定を検討すべきではないのか。

→７次総振における土地利用構想は、市全体の土地利用の方向性を面的に整理しており、特定の個別施設ごとにゾーンを設定する考え方とはしていない。また、６次総振までは「公共施設地ゾーン」を設定していたが、７次総振ではこれを見直し、公共施設は土地利用上の独立したゾーンではなく、都市機能を担う施設として整理している。このため、現時点で新ごみ処理場の整備を理由としたゾーニングの変更は考えていないが、施設周辺の土地利用のあり方や、先程のにぎわい拠点ゾーンに関するご意見も含め、今後の参考として庁内で共有していきたい。

◆次第３　議題（１）③「第４章　政策展開の方向」について

○（委員）資料３の 14 ページ、共創によるまちづくりに関連し、自治体経営の観点からも人材確保が難しい時代となっているが、民間人材の活用についてはどのように考えているのか。

→人材の確保については、本市においても課題であり、特に技術系職員については、採用試験における一部試験の免除などの取組を行い、必要な人材の確保に努めている。また、公共施設の維持管理については包括民間委託を導入するなど、民間活力の活用を進めているほか、民間提案制度の運用も開始している。今後も行政だけで全ての課題に対応するのではなく、官民連携を一層推進しながら、民間の知見を活用した行政運営を進めていきたい。

○（委員）資料３の９ページ、「こどもまんなか」を横断軸として新たに位置付けるとのことだが、各政策分野との関連性をどのように整理し、市民に分かりやすく伝えていく考えなのか。

→一つの例として、都市基盤の整備において道路を整備する場合であっても、ベビーカーを押して利用する保護者や、通学路として利用するこどもの立場から見ると、「こどもまんなか」の考え方から考慮すべき事項が多くある。近隣の学校や保育施設、保護者などの意見も伺いながら事業を進めるなど、各施策において「こどもまんなか」

| | |
|---|---|
| | の考え方を反映していきたい。<br><br>○（委員）資料４の 13 ページや資料３の 11 ページ、６次総振と比較すると、７次総振では施策数が整理されているが、６次総振に位置付けられていた施策はどのように整理されているのか。特に、セーフティネットの推進などの取組については、埋没することのないようにしてほしい。<br>→７次総振では、スマートシュリンクの考え方のもと、関連する施策を整理・集約しているため施策数は減っているが、市が取り組む業務そのものがなくなるものではない。セーフティネットの推進についても、「社会福祉の推進」の中に位置付けており、引き続き取り組んでいく。<br><br>○（委員）資料３の 12 ページ、政策３における避難所機能の強化に関連し、避難所として活用する市内小中学校体育館の空調整備について、近隣市では整備が進む中、本市はどのような状況となっているのか。実施計画においても明記されていないようだが。<br>→実施計画では、小学校施設改修事業及び中学校施設改修事業として位置付けている。現時点では市内小中学校体育館への空調整備は行っていないが、今年度は小学校５校、中学校４校において設計業務を実施する予定である。工事は夏休み期間を中心に実施する必要があり、一斉整備は難しいことから、設計及び工事を順次進めながら、段階的に整備していく計画である。<br><br>【連絡事項】<br>◆「審議会質問書」について説明し、追加質問がある場合は、会議実施から１週間後までに提出するよう依頼した。<br>◆基本構想（案）に対する意見公募（パブリックコメント）を、令和８年８月２４日から９月２５日まで実施することを説明した。<br>◆第４回鴻巣市総合振興計画審議会は、令和８年１０月１３日（火）午後２時００分から行うこととした。内容は「基本構想（案）に対する答申書（案)」についてとなる。 |
| 配布資料 | 次第<br>資料１　第２回会議録（概要版）<br>資料２　質問回答書（第２回後）<br>資料３　基本構想（案）<br>資料４　審議会説明資料 |

注　会議の内容の欄は、主な意見や質疑内容を交えて概要を記入し、記入事項が多い場合は、別紙に記入するものとする。